



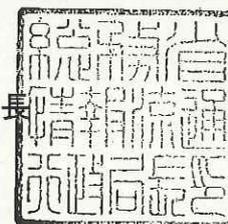
総行政第 17 号  
総情上第 126 号  
平成 20 年 7 月 31 日

各都道府県知事 殿  
各指定都市市長 殿

総務省大臣官房総括審議官



総務省情報流通行政局長



### 地上デジタル放送への完全移行に向けた施設のデジタル化改修について

平素より地上放送のデジタル化に関してご尽力いただき感謝申し上げます。

地上放送のデジタル化に関しましては、昨年 11 月 1 日付で、「地上デジタル放送への完全移行に関する取組について（依頼）」で、周知広報の充実等に関して依頼をしたところですが、このたび、内閣官房に設置された「デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議」において、「公共施設のデジタル化」及び「公共施設等による受信障害への対応」について、平成 22 年 12 月末までに全ての公共施設におけるデジタル化改修が完了することを目標として取り組むこととなりました。

つきましては、各地方公共団体におかれましても、下記の事項に取り組んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、管内市区町村にも、この旨周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本通知は「地方自治法」（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

### 記

#### 1. 地方公共団体の施設のデジタル化

各地方公共団体において、当該団体の施設（住宅供給公社及び都市整備公社の施設を含む。）のデジタル化改修状況を速やかに把握し、デジタル化改修の計画策定を行うこと。併せて、各地方公共団体において、毎年度末（ただし平成 22 年度は 9 月末及び 3 月末）時点

における同計画の達成状況を確認し公表すること。

## 2. 地方公共団体の施設等による受信障害への対応

各地方公共団体において、当該団体の施設（住宅供給公社及び都市整備公社の施設を含む。）による受信障害の現状等を速やかに把握するとともにデジタル化対応に向けた具体的計画を策定し、その後、同計画を踏まえ、受信障害範囲の調査、共聴施設による視聴者等への適切な周知説明と対応方法、費用等に係る話し合い等を進め、共聴施設のデジタル化対応を推進すること。併せて、各地方公共団体において、毎年度末（ただし平成22年度は9月末及び3月末）時点における同計画の達成状況を確認し公表すること。

(担当)

情報流通行政局地上放送課 原田、谷口

TEL: 03-5253-5791

FAX: 03-5253-5794

自治行政局地域政策課 飯山、伊藤、宮田

TEL: 03-5253-5523

FAX: 03-5253-5587

(参考)

地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン 2008 (抜粋)  
(平成 20 年 7 月 10 日 デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議 決定)

## 第 2 具体的な取組

### 第 1 章 公共施設のデジタル化

公共施設のデジタル化については、①設置されているテレビが利用者にとって緊急時の連絡手段として重要な役割を果たすような施設については早期かつ確実にデジタル化される必要があること及び②国又は地方公共団体の施設については各地域における工事の平準化等の観点から早期にデジタル化改修されることが望ましいこと等から、平成 22 年 12 月末までに全ての公共施設におけるデジタル化改修が完了することを目標として取り組む。

#### (3) 地方公共団体の施設のデジタル化【総務省・関係省庁】

地方公共団体の施設（住宅供給公社及び都市整備公社の施設を含む。）について、総務省及び関係省庁は、地方公共団体に対して、各地方公共団体施設のデジタル化改修状況を速やかに把握し、デジタル化改修の計画策定を行うよう要請する。また、併せて、各地方公共団体において毎年度末（ただし平成 22 年度は 9 月末及び 3 月末）時点における同計画の達成状況を確認し公表することを要請する。

### 第 2 章 公共施設等による受信障害への対応

公共施設等を原因とする受信障害については、受信障害対策共同受信施設（共聴施設）の設置等により対策が講じられており、デジタル放送においても受信障害が継続する場合には当該共聴施設のデジタル化対応が必要である。

公共施設等により受信障害が生じている場合には、国民のデジタル放送視聴を阻害することのないよう、平成 22 年 12 月末までに全ての公共施設等による受信障害へのデジタル化対応が終了することを目標として、共聴施設のデジタル化対応に率先して取り組む。

#### (3) 地方公共団体の施設等による受信障害への対応【総務省・関係省庁】

総務省及び関係省庁において、各地方公共団体に対して、地方公共団体の施設（住宅供給公社及び都市整備公社の施設を含む。）による受信障害の現状等を速やかに把握するとともにデジタル化対応に向けた具体的計画を策定し、その後、当該計画を踏まえ、受信障害範囲の調査、共聴施設による視聴者等への適切な周知説明と対応方法、費用等に係る話し合い等を進め、共聴施設のデジタル化対応を推進するよう要請する。

併せて、各地方公共団体において毎年度末（ただし平成 22 年度は 9 月末及び 3 月末）時点における同計画の達成状況を確認し公表することを要請する。